

石岡市役所本庁舎駐車場における移動販売貸出要項

1 目的

石岡市役所本庁舎の駐車場において、移動販売車（以下「キッチンカー」という。）等の出店により、行政財産の有効活用及び市民サービスの向上を目指すことを目的とする。

2 貸出概要

(1) 場所

石岡市石岡一丁目1番地1

石岡市役所本庁舎駐車場の一部（別紙参照）

(2) 区画

A 区画：幅 5.0m × 奥行 5.0m = 25.0 m²

B 区画：幅 5.0m × 奥行 5.0m = 25.0 m²

C 区画：幅 5.0m × 奥行 5.0m = 25.0 m²

(3) 出店形態

キッチンカー等（テント含む。）により、飲食物（アルコール酒類を含まない。）や市の特産品の販売を行うものとし、販売にあたり法令により必要となる許可、資格等を有すること。

また、キッチンカー等、その場で調理したものを提供する場合には、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条に規定する都道府県知事の許可を受けていること。

(4) 営業可能日時

月曜日から金曜日まで（土・日・祝祭日、年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く。）

午前9時00分から午後5時00分まで（搬入・設営・搬出に要する時間を含む。）

ただし、指定区画を公用又は公共用に使用する日及び来庁者の車両が多く駐車することが見込まれる日は除くものとする。

(5) 使用料

1区画、1日あたり100円

(6) 使用料の納付及び返金の取扱い

出店者は出店に係る行政財産使用許可を受けた後、市が発行する納付書により、市が指定する期日までに許可を受けた日数分の使用料を一括で納付することとする。

悪天候等、自己都合により出店を見送る場合でも、市は使用料を請求するが、気象業務法施行令（昭和27年政令第471号）第4条に規定する気象注意報（ただし、風雨、風雪、強風、大雨、大雪に限る。）又は気象警報（ただし、暴風雨、暴風雪、大雨、大雪に限る。）に基づき出店を見送る場合には、市は使用料を請求しない。

3 出店者の資格要件等

個人・法人を問わず出店を申し込むことができる。ただし、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 出店者の資格要件

- (ア) 飲食物を販売品目とする場合は、食品衛生責任者の資格及び自動車による食品営業に係る営業許可（調理営業又は販売業若しくはその両方）を有すること。
- (イ) 販売品目に応じて、食品衛生責任者又はそれに代わる資格を有すること。
- (ウ) 出店期間内において営業許可証の期限が有効であること。
- (エ) 生産物賠償責任保険（PL 保険）等の損害保険に加入していること。
- (オ) キッチンカーは出店者が所有権を持っているものに限る。ただし、リース車で出店をする場合は、車検証の使用人と営業許可証の名義が同一である場合に限り可能とする。（使用者及び名義が、法人と法人に雇用されている個人の場合は同一とみなす）
- (カ) キッチンカーの車検が有効期限の満了日を過ぎていないこと。
- (キ) その他、営業に必要な許可や資格及び市が必要とする要件を有する者。

(2) 出店者の制限

- (ア) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (イ) 市税（法人にあっては、法人及びその代表者の市税）に未納がないこと。
- (ウ) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（更正手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）ではないこと。
- (エ) 石岡市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 17 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団員等が経営又は運営に関与していないこと。
- (オ) 公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体との関係を有していないこと。
- (カ) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (キ) 過去 3 年以内に、食品衛生法に基づく行政処分を受けた者でないこと。

4 申込方法及び出店者の決定

出店の申込みは、出店を希望する日の属する月の前月 20 日（同日が休日である場合にあってはその翌日）までに、原則 1 日単位で翌月分を一括して行う。

(1) 申込方法

出店を希望する場合は、申請書類の提出により申込みを行う。

(ア) 希望する日にちを選択する（複数選択可）

1日あたりの出店区画は3区画で、1区画に2者以上の申込みがあった場合は、抽選とする。

(イ) 営業時間を記入すること。

(2) 申請書類

①行政財産使用許可申請書（石岡市財務規則 様式第99号）

②事業概要書（要項 様式第1号） ※法人の場合は定款も添付。団体・会社案内がある場合は添付。

③食品衛生法に基づく営業許可証（写し）

④出店車両の車検証（写し）

⑤主たる運転者の運転免許証（写し）

⑥生産物賠償責任保険（PL保険）の証明書（写し）

⑦誓約書（要項 様式第2号）

※②～⑦は、内容に変更がある場合を除き、希望する日の属する年度（毎年4月1日～翌年3月31日）における最初の申込みである場合のみ。

・事前に出店スペースの確認を希望する場合は、現地確認が可能。ただし、詳細を確認する場合は、事前に連絡をすること。

・空き区画がある場合には、追加で申請の受付を行うことがある。

(3) 出店者の決定

出店内容が適当と認められるものの中から出店者を決定する。ただし、申請者多数により抽選となる場合は、以下のいずれかに該当する者から優先的に決定又は抽選を行うものとする。

ア 法人の場合は、石岡市内に本社、本店又は支店、営業所を有している者

イ 個人の場合は、石岡市内に住所を有し、市内で事業を営んでいる者

(4) 行政財産使用許可書の交付

出店者の決定後、市は移動販売の出店に係る庁舎駐車場等の行政財産使用許可書（石岡市財務規則 様式100号）を交付する。

5 出店中の営業条件

出店者は出店中、次に掲げる事項を遵守することとし、市はこれらを遵守させるために必要な指示を出店者に対して行うことができる。

(1) 出店区画・出店時間の厳守

①あらかじめ許可を受けた出店の区画及び出店時間の範囲内で販売営業を行うこと。

②許可区画内であれば、出店者の管理がおよぶ範囲でテーブルやイスなどの設置は可とする。

③出店時間中は、市が交付する行政財産使用許可書及び納入領収書を常に外から見え

る位置に提示すること。

(2) 交通上の安全対策

市役所利用者の通行の安全性を確保するため、出店時間中は、案内看板及びカラーコーンを設置するなど対策を講じること。

(3) 食品提供上の安全対策及び配慮

- ①衛生管理を徹底し、販売品の品質を確保すること。
- ②火気を使用する場合は、安全対策を万全にし、事故防止に努めること。
- ③食品のアレルゲン表示を適切に行うこと。
- ④食中毒防止対策を徹底すること。万が一、食中毒が発生した場合は、食品衛生法等に基づく対応をするとともに、速やかに市へ報告し、出店者の責任をもとに誠意をもって対処すること。

(4) 周辺環境への配慮

- ①市役所利用者及び近隣住民等の迷惑とならないよう、騒音、振動、異臭等の発生防止に努めること。また、拡声器やBGM等は使用しないこと。
- ②店の意匠や販売員の服装が周囲の景観と著しく不調和でないこと。

(5) ごみ処理及び周辺美化

- ①出店者は、出店場所及びその周辺を適宜清掃し美化維持に努めること。
- ②出店事業者及び利用者が排出したごみは出店者が持ち帰り、適切に処分すること。

(6) 食品の調理販売以外の活動の禁止

- ①政治的又は宗教的な勧誘活動及び宣伝活動を行わないこと。
- ②従業員がキッチンカー等から降車した状態で客引き等の行為や誘引活動を行わないこと。

(7) 電源及び給排水

- ①庁舎（敷地内設備を含む）の電源及び給排水設備は使用不可とする。
- ②出店により生じた排水は、出店者が持ち帰り、適切に処分すること。

(8) 喫煙

原則、敷地内は全面禁煙（加熱式たばこを含む）とし、所定の喫煙所でのみ喫煙可とする。

(9) トラブル・紛争解決

- ①出店者同士又は出店者と利用者間の苦情等のトラブルは、出店者の責任において対処すること。
- ②トラブルが発生した場合は、速やかにその内容を市へ報告すること。

6 その他

- (1) 市に提出された書類の返却には応じない。
- (2) 必要に応じて、市から追加書類等の提出を求められた場合は対応すること。

- (3) 出店申込みに要する一切の費用は、申込者の負担とする。
- (4) 貸出要項に疑義が生じた場合は、施設所管課と協議すること。

7 問い合わせ先

〒315-8640

茨城県石岡市石岡一丁目1番地1

石岡市 財務部 ふるさと納税・財産活用課（市役所本庁舎2階）

電 話：0299-23-1111

F A X：0299-23-1184

メール：furusato-zaisan@city.ishioka.lg.jp

別紙（配置図）



【拡大図】

